

## 大和市火災予防条例の一部改正（案）について ご意見をお寄せください

市は、「大和市火災予防条例」について、その一部改正を進めています。  
このたび、その改正（案）がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。

### ◆募集期間

令和7年12月15日（月曜日）～令和8年1月15日（木曜日）（必着）

### ◆関連資料

大和市火災予防条例の一部改正（案）について（次頁以降）

### ◆意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名又は法人名等、住所又は所在地を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

- ・窓口持参・郵送（下記の問い合わせ先へ）
- ・ファックスで送信（ファックス番号 046-262-0119）
- ・オンライン申請（e-kanagawa 電子申請）



※1. 意見を記入する書式は自由です。

※2. ご持参いただく場合は、土、日曜日及び祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分の間にお越しください。

※3. お寄せいただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は、後日市のホームページで公開します。

※4. 電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。

※5. 記入いただいたご住所等は、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に管理し、ご意見の内容に不明があった場合の連絡、確認といった本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

<お問合せ先>

〒242-0018 大和市深見西4-4-6  
大和市消防本部 2階 予防課  
電話 046-260-5778（直通）

## 大和市火災予防条例の一部改正（案）について

### 1. 背景等

- ・令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁は大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書を公表しました。
- ・当該報告書において、市町村の区域全域でしか発令できなかった従前の火災警報に加えて、新たに対象区域を指定可能な林野火災注意報などを運用することにより、林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されました。
- ・これを踏まえ、令和7年8月29日に消防組織法第37条の規定に基づく助言として「林野火災の予防及び消火活動について（以下、消防庁通知という）」が発出されるとともに、火災予防条例（例）の一部が改正され、市町村長は、林野火災注意報を発令できること、火災警報を林野火災の予防を目的として発した時には火の使用制限の対象区域を指定できること（林野火災警報）などが規定されました。

### 2. 改正理由

- ・本市には泉の森（約42ha）などの林地が点在しており、火災が発生し延焼した場合、本市の消防力のみでは対応できなくなることが考えられます。
- ・このことから、消防庁通知及び火災予防条例（例）に基づき、市内全域を対象とする既存の火災警報に加えて、対象区域を指定可能な林野火災注意報・警報を発令できるように大和市火災予防条例の一部改正を行い、林野火災予防の実効性を高めることが必要です。

### 3. 主な改正内容

#### (1) 林野火災注意報

- ・市長は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発し、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる規定を追加します（別図参照）。

#### (2) 林野火災警報

- ・市長は林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象区域を指定することができる規定を追加します（別図参照）。

※林野火災警報は、消防法第22条の火災警報に該当し、同法に罰則が規定されています。

※林野火災注意報と林野火災警報の発令指標については、大和市火災警報規則に規定し、消防庁通知で示された基準と同様の指標とします。

#### (3) 火災警報などの発令中の火の使用制限

- ・屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除します。

#### (4) 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出

- ・火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為について、消防長は、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる規定を追加します。

#### **4. 今後の予定**

- 令和8年2月 市議会に議案提出
- 令和8年3月 改正条例の公布・施行

#### **5. その他**

- 今回の条例改正に合わせて、令和7年11月12日公布の総務省消防庁の省令等の改正に基づき、対象火器設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加します。

別図

火災の発生リスク 【 低い ━━━━━━ 高い】			
種類	林野火災注意報（新設）	林野火災警報（新設）	火災警報
根拠法令	条例29条の8	条例29条の9 【消防法22条の火災警報の対象区域を指定】	消防法22条
発令条件	①降雨：前3日1mm以下かつ前30日30mm以下 ②前3日1mm以下の降雨かつ <u>乾燥注意報発令</u> 【令和6年の気象実績：46日間】	林野火災注意報+ <u>強風注意報発令</u> 【令和6年の気象実績：20日間】	①実効湿度50%以下・最低25%以下 ②平均風速15m以上1時間以上継続 ③上記に準ずる気象状況で特に危険なとき
対象区域	市内で指定した林野区域		市内全域
規制される内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山林、原野等において<u>火入れ</u>をしないこと</li> <li>・<u>煙火</u>を消費しないこと</li> <li>・屋外において<u>火遊び</u>又は<u>たき火</u>をしないこと</li> <li>・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で<u>喫煙</u>をしないこと</li> <li>・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市（町・村）長が指定した区域内において<u>喫煙</u>をしないこと</li> <li>・残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を<u>始末</u>すること</li> </ul>		
	努力義務	義務	
罰則	なし	あり（消防法の罰則）	

持参・郵送・ファックス用参考様式

## 大和市火災予防条例の一部改正についての意見書

(提出締切：令和8年1月15日（木）【必着】)

●氏名（必須）	(ふりがな)
●住所（必須）	〒
●電話番号 (任意記入)	
●メールアドレス (任意記入)	
●ご意見	
●備考	

### ご意見の送付先

- ・窓口持参、郵送

〒242-0018 大和市深見西4-4-6 大和市消防本部 2階 予防課  
・ファックス番号 046-262-0119